

總司令部公衆衛生福祉部

三月一日  
覚書

左に公衆衛生福祉部内における、厚生省児童局設置に関連し、特に学校衛生活動の包含に関する点についての記録を収集せるものである。

一九四六年十一月六日

語文の意味についての質疑<sup>以外</sup>には、案による局設置の内部機構に關しては、慎重に考慮せられたものとして、何らの<sup>異議</sup>は起<sup>り</sup>なかつた。

然しながら、厚生、文部両省間の口約により、後者に属する事務を移管しないといふ点について、専門が発せられた。現在に於いては、文部省が、学校衛生の一課を有し、地方においても教育部のうちに、それに対応するものを有しているのである。

サムズ大佐は、この行政は、児童局の管掌事項たる事がより適切であり、これにより衛生標準の保持も確実に計られるものである点を指<sup>し</sup>導<sup>し</sup>た。日本例代表はこれに同意した。

サムズ大佐は、十一月八日金曜日十時に予定せられてゐる。

35  
本会合のために、現在の児童局案を修正して、それに、学校衛生活動を載<sup>し</sup>めしめるよう要請した。

した。

一九四六年十一月八日

サムズ大佐は、厚生省児童局設置に關しての今日までの諸準備並びに会合につき説明を行った。岡大佐は、児童局活動機能圏内に就学前児童に關しこの衛生活動のみならず、学校児童に對するものも<sup>含</sup>められるべき事の效果的なる点を指導せられた。

ニュージエント中佐は、厚生省児童局に全児童に對する衛生活動が適当に包含せられる事に異義のない事を申述べた。岡中佐は、總体的結果として、日本の全学童の標準を向上せしむるものであるならば、かかる合併を支持する旨を述べ、立案に同意した。

サムズ大佐は、アメリカに於ける学校衛生活動の歴史を述べ、初期における欠点と、その結果より進歩的<sup>州</sup>においてその公衆衛生部が、地方保健所の監督にあたり、学校衛生活動の主要責任者となつた点を説明した、かくして、学童検査における高い標準が保たれ、綿密な<sup>持</sup>統検査がつづけられるものである。サムズ大佐は、この例として保育所を挙げ、その経営者は<sup>誰</sup>にせよ、児童衛生当局者が衛生標準を定め、定期的に監視を行ひ、経営許可を決定するものであると説明した。この事は学校の場合にもあてはまるものであつて、アメリカにおける経験によれば、主として児童衛生福祉關係の下におかれ、然しながら（現在においてはこの業務を有してゐる。）

教育との密接な連絡の下になさるべきである。

児童局設置案に学校衛生を兼ねた修正案が厚生省に提出せられた。日本例代表が質疑を行ひ意見を開陳したか、一般には賛成的であつた。特に学校衛生の問題に關して考慮するたために、日本例より時間的余りの要求があつたので、十一月二十一日(日)午後十時よりサムズ大佐の事務所において再会するに決した。

一九四六年十一月二十二日

前回(十一月八日)においては、機構に關しての全般的草案が論議せられ、サムズ大佐が、第四課(児童保健衛生に關する課)の必要に關しての問題を提出した。本日の会合においては、両省間における談合の結果が報告せられる事となつてゐる。伊藤氏の言によれば、文部省は、自己の省のうち、学校衛生課を存続せしめて、これを厚生省に返還せず、厚生省に對しては、児童局の活動に必要な援助を行ふべきを希望するとの事である。伊藤氏は、両省よりの専門系により擔持せられる連絡委員会が、児童の福祉に關する問題を活動とを「円滑に處理する」事が出来ると述べた。同様の委員会が、地方廳においても設置せられ、文部大臣が、内閣内の責任者となるといふのである。

厚生省の三本博士は現在の衛生局機構は、衛生係官と学校職員とのより円滑な關係を促してゐるものであつて、文部省の衛生局が、以前には行ひ得なかつた如き、原場においての変更をなす事が出来るので、旧機構よりも改善せられたものであると述べた。

サムズ大佐は左の如く述べた。

「自分が此處において承認するものは、近代的技術と運営とを備へた機構の最善形式に適合するものではない。先回の会合において、自分は、この仕事(児童局)の最善のやり方を指したのであつて、それは、第四課 即ち衛生課を含むといふ事である。吾々は、試験的に、提案の通りに児童局設置を行ふ事をする。自分は、両省間の連絡にあたるべき連絡衛生委員会と協同してやつて行ける事を希望する。かくする事はよき訓練ともなるし、またもしうまく行けば、自分の日本における経験中の成功せる事例の最初のものとなるであらう。日本の政機に於いての最大の弱点の一つは、局課間に連絡協力がなく、他の省との協調を欠く点である。この問題に對して、委員会であつて行けるならば、總べてにとつて幸である。然しながら、一年以内に効果的でない事がはつきりした場合には、変更せられるべきであらう。自分は、この種の委員会の活動に注目して居て、一年後に、その功績を綿密に調査し、自分の観たところに満足し得ない場合は、変更が命ぜられるべきであらう。自分は、此處に出席しておられる人々には、協力し得る事を知つてゐるが、都道府縣、並びに市における協力の問題に對して疑念をもつてゐる。

提出せられた案に承認を與える。これが何時実行にいざされ活動を開始づるかを知りたい。

以上

部長

軍医準將 タロホード、サムズ